

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財務省

財務大臣殿
(日本銀行経由)

証券の条件付売買状況報告書(現先取引)

共通項目									
取引 種別	証券発行体の 区分	決済年月			報告者コード		勘定区分		

本報告の法律上の根拠(該当分に○)： 1. 法第55条の3第5項 2. 法第55条の7

報告年月日： _____
 報告者： _____
 氏名又は名称 _____
 及び代表者の氏名 _____
 報告者の区分(該当分に○)
 1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他 _____
 住所又は所在地 _____
 責任者の氏名 _____
 担当者氏名(電話番号) _____

(外貨証券：千米ドル単位、円払証券：百万円単位)

項番	非居住者 投資家の所在国又は地域			証券種類		取引金額			原通貨コード
						証券種類コード	長短 区分	月中スタート 〔買現先は買入額 売現先は売入額〕	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

(記入要領)

- 1 西暦により記入すること。
- 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 3 「本報告の法律上の根拠」欄には、本報告の送附を課せられた根拠規定として該当する条項に○を付すこと。また本省令第13条第4項の規定に該当する場合には、両方の条項に○を付すこと。
- 4 本報告書は、外貨証券(法第6条第1項第12号に規定する証券をいう。)及び円払証券(法第6条第1項第12号に規定する外貨証券以外の証券をいう。)に係る非居住者との間の条件付売買の決済状況を記入すること。
- 5 「共通項目」並びに「明細項目」におけるコード番号は、裏面のコード表の記載に従い記入すること。
- 6 本報告書は、「共通項目(取引種別から勘定区分まで)」欄の内容が異なるごとに別表として作成すること。
- 7 外貨証券に係る報告については、米ドルに換算のうえ千米ドル単位で、円払証券に係る報告については百万円単位で記入すること(単位未満四捨五入)。
- 8 本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者を經由して非居住者と行なった条件付売買の取引を除いて報告すること。前記の理由となる取引の依頼を受けた銀行等又は金融商品取引業者は、当該取引を含めて報告すること。
- 9 記入欄が不足する場合は、本様式を用いて次表として報告すること。

(日本産業規格A3)

【報告書裏面】
【共通項目】

取引種類		証券発行体の区分		決済年月		報告者コード		勘定区分(信託勘定保有銀行等)	
コード	定義	コード	定義	YY	MM	コード	定義	コード	定義
30	居住者の買現先	01	外貨証券：非居住者発行	YYYYMM	西暦年月 6桁	(5桁)	日本銀行が 通知する 5桁コード	00	銀行勘定
		02	外貨証券：居住者発行					10	信託勘定
32	居住者の売現先	03	円払証券：非居住者発行					<ブランク>	信託勘定を保有しない報告者
		04	円払証券：居住者発行						

【明細項目】

取引種類	非居住者投資家の所在国又は地域		証券種類				取引金額			原通貨コード	
	コード	定義	名称	証券種類コード	定義	勘定区分	月中スタート	月中エンド	月末残高	コード	定義
外貨証券	(3桁)	本省令別表第2に 定める国又は地域 番号	証券種類 名称を記入	510	国債	00	中長期(1年以上)	買現先は買入価額 売現先は売却価額	買現先は買戻し価額 売現先は買戻し価額		(3桁) <下表参照>
				520	その他の債券(準業債等)	01	短期(1年以内)				
				599	その他の証券						
円払証券	(3桁)	本省令別表第2に 定める国又は地域 番号		510	国債	00	中長期(1年以上)				
				520	その他の債券(準業債等)	01	短期(1年以内)				
				599	その他の証券						

【注10】

通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード
日本円	101	イラン・リアル	117	シンガポール・ドル	133	バーレーン・ディナール	149	モロッコ・ディルハム	165
アメリカ・ドル	102	インド・ルピー	118	新台湾ドル	134	バプアニューギニア・キナ	150	ルクセンブルク・フラン	166
ベルギー・フラン	103	インドネシア・ルピア	119	スペイン・ペセタ	135	バングラデシュ・タカ	151	ルーマニア・レイ	167
カナダ・ドル	104	バヌアツ・バツ	120	スリランカ・ルピー	136	フィジー・ドル	152	ロシア・ルーブル	168
中国元	105	ベネズエラ・ボリーバル	121	スロバキア・コルナ	137	フィリピン・ペソ	153	ECU	169
フランス・フラン	106	オーストラリア・ドル	122	セーシェル・ルピー	138	フィンランド・マルカ	154	SDR	170
ドイツ・マルク	107	オーストリア・シリング	123	タイ・バーツ	139	ブラジル・レアル	155	ユーロ	171
イタリア・リラ	108	オマーン・リアル	124	タヒチ・バシフィック・フラン	140	ブルネイ・ドル	156	チリ・ペソ	172
オランダ・ギルダー	109	カタール・リアル	125	チェコ・コルナ	141	ペルー・ヌエボ・ソル	157	ハンガリー・フォリント	173
スウェーデン・クローネ	110	韓国ウォン	126	デンマーク・クローネ	142	ポルトガル・エスクード	158	ポーランド・ズロチ	174
スイス・フラン	111	ギリシャ・ドラクマ	127	トリニダード・トバゴ・ドル	143	香港ドル	159	ルワンダ・フラン	175
スターリング・ポンド	112	クウェート・ディナール	128	トルコ・リラ	144	マレーシア・リンギット	160	イスラエル・シェケル	176
アイルランド・ポンド	113	ケニア・シリング	129	ナイジェリア・ナイラ	145	南アフリカ・ランド	161	カンボジア・リエル	177
アラブ首長国連邦ディルハム	114	コロンビア・ペソ	130	ニュージーランド・ドル	146	ミャンマー・チャット	162	ベトナム・ドン	178
アルゼンチン・ペソ	115	サウジアラビア・リアル	131	ノルウェー・クローネ	147	メキシコ・ペソ	163	ラオス・キップ	179
イラク・ディナール	116	ヨルダン・ディナール	132	パキスタン・ルピー	148	モーリシャス・ルピー	164	その他	999

- 【注1】 取引種類 居住者の買現先を「30」、売現先を「32」として記入すること。
- 【注2】 証券発行体の区分 外貨証券においては非居住者発行のものを「01」、居住者発行のものを「02」とし、円払証券では非居住者発行のものを「03」、居住者発行のものを「04」として記入すること。
- 【注3】 決済年月 年表示は西暦(4桁)で記入し、月表示は「01」から「12」として記入すること(報告年月日の記入も同じ)。
- 【注4】 報告者コード 日本銀行(国際局)が通知する5桁コードを記入すること。
- 【注5】 勘定区分 信託勘定を保有する銀行等における銀行勘定を「00」、同信託勘定を「10」として記入すること(信託勘定を保有しない報告者はブランク)。
- 【注6】 非居住者投資家の所在国又は地域 取引の相手方(非居住者)の所在国又は地域を本省令別表第2に定める国又は地域番号により記入すること。
- 【注7】 証券種類 外貨証券、円払証券とも証券種類名称を記入すること。
- 【注8】 長短区分 負債性証券等について原契約期間が1年を超えるものを中長期(00)、1年以内のものを短期(01)とすること。
- 【注9】 取引金額 月中スタート、月中エンド、月末残高について、外貨証券に係る報告については米ドルに換算のうえ千米ドル単位で、円払証券に係る報告については百万円単位で記入すること(単位未満四捨五入)。
- 月中スタートでは、買現先は買入価額を、売現先は売却価額をそれぞれ記入する。
- 月中エンドでは、買現先は買戻し価額を、売現先は買戻し価額をそれぞれ記入する。
- 【注10】 原通貨コード 取引の契約通貨をコード表に従い記入すること。

(注) 本報告書の提出に際しては、この裏面を転写することはしない。